

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市交通局契約規程(平成 4 年交通局規程第 17 号) 第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 8 年 7 月 3 日

札幌市交通事業管理者
交通局長 梅田 岳

記

1 契約担当部局

〒004-8555 札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 4 番 1 号
札幌市交通局事業管理部総務課契約係 電話 (011) 896-2709
メールアドレス: ko.somu-keiyaku@city.sapporo.jp

※庁舎移転のため令和 8 年 7 月 13 日 (月) 以降は以下のとおり。

〒060-0042 札幌市中央区大通西 2 丁目 9
札幌市交通局事業管理部総務課契約係 電話 (011) 211-1969

2 入札に付する事項

(1) 業務の名称

- ア 円山バスターミナル夜間警備業務
- イ 大通駅連絡通路防災警備業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで (36 か月)

ただし、本調達は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

上記(1)に掲げる案件ごとに、それぞれ月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 8～11 年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が「警備業」に登録

されており、かつ、上記2(1)に掲げる案件ごとに、それぞれ次の等級区分に該当する者であること。

【等級区分】

- ・ア：等級問わず（市有施設維持管理業務委託契約に係る運用方針第12項(2)の規定に基づく経過措置のため、今回限りの運用）
- ・イ：A等級

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

(ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視する資本関係又は人的関係があると認められる場合

(6) 札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(7) 上記(2)の登録に関する資格要件

ア 所在地要件

(ア) 上記2(1)に掲げる案件のうち、アにあつては、入札参加資格者名簿において、本店所在地が札幌市内として登録されている者であること。

(イ) 上記2(1)に掲げる案件のうち、イにあつては、札幌市内に本店又は営業所等を有している者であること。

イ 警備業法第2条第1項第1号(以下「施設警備」という。)に定める警備業務に係る警備業の認定を受けているほか、本店が札幌市外の所在地である者にあつては、上記アの要件を証する書類として、札幌市内にて営業所設置等の届出を行っていること。

ウ 上記アの事業所が社会保険適用事業所及び労働保険加入事業所である証として、入札告示日前後に納付期限が到来する次に掲げる保険料の区分に応じ、それぞれ納付証書等(写)を提出できること。なお、対象となる納付証書(領収書等)は、通常の納付サイクルに基づく納期内納付のものに限る。

(ア) 被用者(健康、厚生年金、介護)保険料：直近3カ月分の納付証書(領収書等)

(イ) 労働(労災及び雇用)保険料：全期分(分割納付の場合直近3期分)の納付証書(領収書等)

(8) 本公告に示した警備業務の遂行に関する賠償責任保険(参加者が請負う警備業務すべてが補償対象となるものに限る。)に加入していること。ただし、次に該当するものを除く。

ア 個別業務のみを補償対象とした損害賠償責任保険

イ 入札告示日以降に新規に加入した損害賠償責任保険(更新を除く。)

(9) 施設警備業務の履行実績(ただし、臨時的業務(履行期間がおおむね6ヶ月未満のもの)を除く。また、複数年契約の場合、履行期間1年ごとに1件の履行実績と見なすことができる。)を有すること。

(10) 事業協同組合等における取扱いについて

協同組合等の組合がこの入札に参加する場合であつて、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)等の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(7)~(9)に掲げる要件について次のとおり取扱う。

ア (7)のウ：本店又は営業所等の所在地が札幌市内であるすべての組合員

イ (7)ア及びイ、(8)並びに(9)：当該組合、本店若しくは営業所等の所在地が札幌市内であるすべての組合員のいずれかとすることができる。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ。

また、契約条項及び入札説明書は交通局ホームページからダウンロードできる。

(2) 入札書の提出期限及び提出場所

令和8年7月17日（金）17時00分（送付の場合は必着のこと。）

提出場所は上記1に同じ。

(3) 開札の日時及び場所

ア 開札日時：上記2(1)に掲げる案件ごとに、それぞれ次のとおりとする。

・アの案件：令和8年7月21日（火） 14時00分

・イの案件：令和8年7月21日（火） 14時15分

上記開札時間は、あくまでも想定時間であり、状況によっては時間を繰上げて開札を行う場合がある。

イ 開札場所：上記2(1)に掲げるすべての案件を次の場所にて行う。

札幌市交通局3階入札室（札幌市中央区大通西2丁目9）

(4) 入札書の提出方法

入札書は、送付又は持参により提出すること。

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市交通局契約規程第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市交通局契約規程第11条各号及び札幌市交通局競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 有

(6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市交通局契約規程第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以

内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。